

# 総務産業委員会報告書

令和3年5月21日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 川崎輝通

令和3年5月21日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案	件	審査結果	少数意見
議案第54号	備前市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
報告第3号	専決処分(専決第8号 備前市税条例等の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし
報告第4号	専決処分(専決第9号 備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし



《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第54号の審査	2
報告第3号の審査	7
報告第4号の審査	8
閉会	8



## 総務産業委員会記録

招集日時	令和3年5月21日（金）	第2回臨時会休憩中			
開議・閉議	午前11時19分	開会	～	午前11時52分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第2回臨時会）の開催			
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	田口豊作	
	委員	橋本逸夫		土器 豊	
		掛谷 繁		尾川直行	
		石原和人			
欠席委員		なし			
遅参委員		なし			
早退委員		なし			
列席者等	議長	守井秀龍			
傍聴者	議員	なし			
	報道	あり			
	一般	あり			
説明員	市長公室長	佐藤行弘	秘書広報課長	吉田祐介	
	総務部長	高橋清隆	税務課長	今脇典子	
審査記録	次のとおり				

## 午前11時19分 開会

○川崎委員長 ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

直ちに本委員会に付託されました議案の審査を行います。

### \*\*\*\*\* 議案第54号の審査 \*\*\*\*\*

まず、議案第54号備前市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

本案についての質疑を希望される方の発言を許可します。

○掛谷委員 手元に各副市長の選任状況というのがありがとうございます、出ております。そこで、説明を願いたいのは副市長1、副市長2というところが職員とか県とかありますので、これ分かる範囲で説明をお願いできればと思います。

○吉田秘書広報課長 本案は、まず人口減、新型コロナウイルス感染症対策、DX等地方行政を取り巻く情勢が複雑化する中、副市長に求められる高度かつ専門的で多様な職務範囲に対応するため、国、県、民間または男女を問わず幅広い視点からの適材を役割に応じ選任できるよう定数を2名以内とする改正を行うものでございます。

お配りしている表についてであります。これは岡山県内の15市の状況を調べたものであります。左から市名、条例上の定数、給与の月額、それぞれの出身母体でまとめております。かいつまんで申し上げますと、条例上定数2人か2人以内としている市が6市、岡山、倉敷、赤磐、浅口、津山、新見、それから本市を含む9市は1人でございます。定数を2人か2人以内としている6市のうち現在2人体制のものは2市、岡山と倉敷となっております。あと、参考までにそれぞれの副市長さんの出身母体書かせていただいておりますが、岡山、津山、笠岡、総社、新見、瀬戸内の6市は外部からお招きされております。

○掛谷委員 今回、1人から2人以内にするという条例で、どういう方々がプロパーの方がお一人なのか、外部というんが国や県、プロパーと国や県、民間、いろんな組合せがあろうかと思えますけれども、これは人事案件なんで、そこまで踏み込んで答弁ができるかは別にして、室長に答えられる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○佐藤市長公室長 具体的な人選についてはまだ一切決まっておりませんので、この場でお答えできるような内容はございませんので、御理解いただけたらと思えます。

○橋本委員 私はもう結論からいいますと、今回の条例改正案には反対をする所存でございますが、1点だけ確認をしたいのが、これ皆さんのほうから新しい市長にこのままじゃあ駄目だと、副市長が2人要るから2人にしてくださいよということをお願いにいったとは九分九厘思えんわけです。恐らく市長がこういうふうにしたんだということをお聞き方にお伝えをして今回の議案の提出になったと思われるんですが、いつ頃それを皆さん方のところに言われてきたのか、それをお尋ねいたします。

○佐藤市長公室長 市長就任後でございます。

○橋本委員 後というのはよう分かるんですけども、大体それから何日かして、室長このままじゃどうにもならんので、2人にせんとあかんというような言い方をされたんじゃないかなと思うんですけども、私はいろいろな理由を付してこれは現段階では認めることができんというふうに思うんですけども、あなた方のところに具体的にこれを議案として上程したいんだというのを相談されたのがいつかは覚えておられませんか。その就任以降は分かるとるんです、誰でも。就任する前にこんなこと言えるわけないんで。

○佐藤市長公室長 就任後、早い時期であったろうと記憶しております。

○石原委員 本日臨時会が開かれておりますけれども、当初私もこの臨時会でもってまずはお一人の任命同意案が出てくるものかなあとということで待ち受けておったんですけども、先にこのような形で2人以内ですから、2人置かにゃあいけんという条例でもないわけで、取りあえずはその体制というか、そちらを整えておくという意味合いもあるのかなあとということはあるんですけど、先ほど中西議員の質疑にもございました年間どれぐらいの経費がというお尋ねで、たしか年間もろもろを含めて約1,700万円弱が見込まれますよ。加えて4年後の退職金ですか、という負担も発生しますという中で、恐らく提案される側としてはそれ以上の何倍もの効果をこの備前市において上げるのであれば、設置をされる、採用される意味は大きいんだというお答え、何をお尋ねしてもそういうお答えになるとは思うんですけども、ここをぱっと見たときに多くの市民の皆さんがどこまでどのように理解されるかというところに大変大きな疑念をいまだに、先ほども御説明ありましたけれども、設置の目的等、条例改正の目的等お聞きしましたけれども、いまだにその疑念は晴れていないというのが実情でございます。いま一度提案される側としてお尋ねをいたしますけれども、4年間で約6,800万円の経費がかかるこちらの条例改正でもっての副市長増員、いま一度見込まれる効果というところをお聞かせいただければ。

○吉田秘書広報課長 具体的にどういう効果が見込まれるかについてですが、現段階では目に見える形で市民の方々にどういう利益をもたらすかということについてはお答えできないんですが、2人にもできるという選択肢を設けておくというのが今回の提案の趣旨であります。現状におきますと、コロナ禍の状況でありますし、前例のない対応を求められるということがかなり多くなっております。そうしたところでその準備のためいろんな可能性を考えて2人体制という選択肢を設けておくというものであります。

1つ例として私が考えておりますのは、吉村市長の場合ですと選挙公約の一つとして企業版ふるさと納税の取組を進めたいというものがあります。こういうものを進めていくことになりますと、どうしてもトップセールスというものが必要不可欠になってこようかと思っております。そういう状況下において吉村市長が不在にすることもありますでしょうし、また副市長が代わりに行ったりという場面も増えてくると思いますので、そうしたところを考えまして効果はあると考えております。

○石原委員 もし仮に条例改正がなされたとしても、お二人じゃあどのタイミングでどのような方をというのは全く分からないわけですけども。

それから、先ほど教育長のところでは就かれた後の勤務の実態についての御説明ございましたけれども、こちらの副市長については何か勤務に関する規定等はあるのでしょうか。

○吉田秘書広報課長 特にはございません。

○掛谷委員 赤磐市の例を勉強しました。今は赤磐市では不在となっておりますが、国土交通省から来てお帰りになって、次の国からの派遣を考えているようでございます。じゃあ、国土交通省から来て2人制でプロパーとやっておるようでございます。なぜ国土交通省から来たのかと。それは赤磐での災害が、洪水が、砂川の氾濫があり、そしてそういう災害に対して防災・減災という中でこれを速やかにやっていただかなきゃという、赤磐市が困るということで国土交通省、前から2人制ですけども、そういう形で専門員というか、スムーズに円滑にそれができるような形で2人体制をやっているということをお聞きしました。

私が思うのは、なぜ2人にするかという目的、役割、そういうところは非常に大事だと思います。ここではもう1人制を2人制にするということしか出てございませんから、深い立ち入った話というのはなかなか確かに見えないわけです。誰しも見えないわけです。ただ、私が思うのは皆さん御存じのようにコロナの大きな問題を乗り越えられるかどうかという立ちはだかった大きなテーマがそこにあって、さらに今は防災・減災という非常に災害が多いと、そういう問題、それからカーボンニュートラルという、そういう二酸化炭素をゼロにしていくといった2030年へ向けて政府が、また世界がそういう大きな課題を出してきているわけです。それをクリアしなきゃならない。非常に大きなテーマが山積していると思っております。さらに、収入をアップするためにはふるさと納税、こういうものを片手間ではできないというのも事実だと思います。そういう意味で、たくさん世界的な、また日本国内の問題、それから備前市のそれを受けての問題、これを受けやっぺいこうと思ったら大変な作業になってくる。右腕になる人、左腕になる人まで必要ではないかと私はこの時代にはそういうふうに思えてなりません。したがって、どうぞもういい人を、人は分かりませんからいい人を採用して、そのように備前市がそれをクリアしていくだけの、また岡山県をリードしていけるようなそういう人をぜひ採用していただければ2人制は十分いい話だと考えております。

答弁というのが何かしにくいでしょうけど、何か見解があれば。今のカーボンニュートラル、SDGs、二酸化炭素とか、そういった問題の担当、やっていく担当だけじゃなかなか厳しいんじゃないですか。

○吉田秘書広報課長 ありがとうございます。委員御指摘のとおりコロナウイルスの感染症の対応が今一番迫られているものだと思いますが、コロナでいいますとアフターコロナであったり、ウイズコロナであったり、今ポストコロナという言い方もあると思うんですが、そういったもの、それから先ほど申し上げましたデジタル化ですとか、脱炭素社会への対応というものもあるかと思えます。それから、大きな課題としては人口減社会への対応であったりですとか、今まで当たり前とされていたものが当たり前でなくなったり、またその逆もしかりですが、前例のないものへの対応というものが求められ、今後そういうものを進めていかなければならないという

ふうに考えております。それが、このタイミングであろうと考えております。

**○掛谷委員** 1人はプロパーであるべき、内政を担当し、もう一つは外渉というか、渉外を担当するというのが通常だと思います。そういう意味で専門家を、全部が専門家のオールマイティーというのは非常に難しい。そういう意味でデジタルなのか、またいろいろやらなきゃならないんですけど、そういう力のある専門家というようなところを人材登用されるならば私は2人制のほうがそれは価値があるなあと考えています。これは意見です。

**○尾川委員** この一覧表、選任状況について確認というか、教えてもらいたいんですけど、この2名定数のところが欠員が3か所、3つの自治体が欠員という形になつとる。その理由は把握されとんどですか。

**○吉田秘書広報課長** この6市、岡山、倉敷を除く4市については現在実数としては1名であります。過去にはいずれの市も2人体制だったときがあると聞いております。大体多かったのが合併の直後のタイミングで、新しい体制になったというところのタイミングで2人体制されていたところが多かったです。それから、理由は定かじゃないんですが、新見市さんの場合は合併前の新見市のときに助役が2人だった時代があったということを知っております。それから、あこの表では条例上の定数1人になっておるんですが、美作市さん、ここにつきましては合併時点はとも2人の定数だったんですが、そのタイミングでは合併直後2人体制でいって、その後その2人のうちのお一人が市長になられて、そのタイミングで1人体制になったと。1人になったんですけど、また次の市長さんになったときに条例上の定数は動かさずに市政の刷新期間という期間を設けて特例的に2人にしていったということがあったと聞いております。

**○尾川委員** 合併直後とかいろいろ説明はあったんですけど、もう一つ確認なんですけど、副市長という役割というんか、位置づけというのを確認したい。副市長とは、私の理解は違うかも分からんけど、職員からのいろんな意見等についてかみ砕いて市長に伝えるというふうなクッション材というたら言葉が悪いんですけど、市長と職員との間に立つ立場かなあと考えて。そういう内部的な役割がどうなつとんかというのはよう分からんんですけど、その辺室長に、職務分掌で明確に定められとると思うんですけど、その辺を絡めて2人制になったときにどういう職務分掌に、2人にするだけで特に職務分掌までは書いてないと思うんで、その辺説明してもらえたら。その確認と、副市長の位置づけと、それから2人になってどういうふうな職務分掌を予定しとんかということを確認したいんですけど。

**○佐藤市長公室長** 副市長の職務ということになるんですけども、まずは一番大きなのは市長の補佐であるということでありまして。また、市長の命を受けて政策や企画をつかさどるであるとか、職員の担任する事務を監督する。また、市長の職務の代理であることとか、市長の委任を受けてその職務や権限に属する事務を執行すると、一部を執行するというようなことがございます。こういったことのほかに今委員が言われましたような文書になっていないような事柄についてももちろん担任していくということになると思いますが、お二人になったからといってその内容が変わるということではないと思いますので、仮にお二人になったとしてもどちらの副市長も

同じような職務を行っていくと。ただ、担任業務は違ってくるということはあるかもしれませんが、どちらの副市長さんも同じような業務を行っていくものであろうと考えております。

**○田口副委員長** まず、質問させてもらうに当たって反対であるということで発言させていただきます。この2人体制というのはさっきいろいろコロナ対応であったり、不測の事態に備えてとかという発言もありましたけど、そういう場合に備えては、特にコロナなんかに対しては任用職員で専門の方を入れるとか、そういう方法で十分対応はできると思うんですね。今の備前市の人口、どんどん減っているのに副市長2人にしてまで金を使うんかというようなことでとてもじゃないですけど、市民の理解を得られないと思っております。まず、そういういろんな場合に2人体制なら対応できるという御意見もありましたけど、私はそういう場合には専門的な知識のある職員を任用職員としてそれに対応するという形で十分対応できると思っておりますので、こういう形で財政もきついということは常々言われている中で副市長を2名にとすることはとてもじゃないですけど、市民の理解は得られないなということでございます。御答弁のほうは結構です。

**○川崎委員長** 意見ですので、ほかにはいかがですか。

**○土器委員** 私は2人制に賛成です。掛谷委員がうまくいろいろ話しされたんですが、今コロナ禍で多分世の中変わってくると思うんですね。そのためには2人制でやる、災害を含めてやる、それが大事なんじゃないかと思う。当然優秀な職員の方もおられるけど、新しく入れてくると、いろいろ考えて市長が。市長は幅広い方じゃと思うんですね。だから、新しく連れてくる、それも大事じゃないかなと思う。今回、教育長、大変感心しました。あそこまではっきり言われたのは初めてじゃないかと思うんです。日本語を大事にする、そして英語、同じことは言うたらペーパー、それからICTという形じゃと思うんです。だから、ここで多分備前市は変化する。

それにもう一つは、市長がいろいろ公約、これからやりたい、やり方というて市民が選んだわけですね。市民が市長を選んだわけです。それで、いろいろなことをやるために多分2人制にしたい言よるわけじゃから、やはり民意を尊重するべきじゃないかなと思います。

**○川崎委員長** ほかによろしいでしょうか。

**○石原委員** 先ほど来執行部からの説明にもございました新型コロナ禍もあって先行きが不透明な中で幅広い見識をというようなところだとは思いますが、でも人がお一人別段つかなくとも新型コロナの問題なんかは特に国であったり、県であったり、もろもろの情報なり方向性なりというのは今の時代ですからもうあらゆることが一瞬で入手できる時代でしょうし、古い話になるんですけど、ちょうど6年前に市政顧問、副市長じゃなくて市政顧問を設置してはいかがかという提案があったのをこの件で思い出したんですけども、月額20万円の報酬でもって幅広い見識を持たれた方を備前市に招聘して備前市政を進めていくために寄与するであろうという提案だったんですけども、議会でもって否決をされた経緯をこの件でもって思い起こしております。

そういういきさつもあった後、もろもろの専門的なアドバイスであったり、助言をいただいた

りというところで加わっていただく市政アドバイザーが採用されて恐らく今に至っておるかとは思いますが、そこは確認させていただきたいんですけど、市政アドバイザーの制度は今でも引き続き継続して残っておるといふ捉えでよろしいでしょうか。

○吉田秘書広報課長 今でも残っております。

○川崎委員長 よろしいですか。

○尾川委員 もう一遍確認なんですけど、2人にするという考え方はある面執行部が考えとることと違うかもしれんけど、人材育成という面から取り組むべきかなあという、そういう考え方もあるんじゃないか。ただ、新しい施策をやっていく上で中央とか県とかの結びつきというか、それだけじゃなしに人を育成していくという、それ以上踏み込んだことは言えないんですけど、そういう考え方も必要んじゃないかああと、そんな感じがするんですよ。その辺言うたからそういう返事せえというんじゃないかああと、その辺もう一遍2人にするというの、何遍も同じことばあ言われてきとんじゃけど、確認させてもらえたらと思うんですけど。

○吉田秘書広報課長 繰り返しになるんですが、前例のない対応を今後も進めていくということで、その組織の在り方についてもこれまでどおりではなく柔軟な発想で行政運営が行えるように選択肢を増やすというのが今回の条例改正の趣旨であります。ですので、内容はこれからまだどういう方になるとか、人材育成の観点がどうかっていうのは今後になるんですが、それをする前にそういう検討ができるように準備をしておくというのが今回の趣旨でございます。

○川崎委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、反対意見も出ているようですので、挙手により採決したいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

採決の結果は可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により委員長が本案に対する可否を採決します。

委員長は、本案について可決と採決します。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○橋本委員 少数意見は出さんでもいいんでしょ、討論でどんどんやるんじやから。誰かどうしても出したいかな。少数意見なんか一々ええでしょ。また、これから考えにやならん。討論でもうちゃんとやるんじやから、少数意見なし。

○川崎委員長 分かりました。

以上で議案第54号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 報告第3号の審査 \*\*\*\*\*

次に、専決処分の承認の審査を行いたいと思います。

報告第3号専決処分、専決第8号備前市税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることに

ついでに審査を行います。

質疑はよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより報告第3号の採決を行います。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認されました。

以上で報告第3号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 報告第4号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、報告第4号専決処分、専決第9号備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての審査を行います。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより報告第4号の採決を行います。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認されました。

以上で報告第4号の審査を終わります。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

それでは、総務産業委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

午前11時52分 閉会